

クラウス J. ホプト

ヨーロッパ株式会社

——好機到来。しかし、それほど簡単でもない——

早川 勝(訳)

はしがき

EU理事会は、二〇〇一年一〇月八日に、二つの非常に重要な法律(Rechtsakte)を公布した。すなわち、そのひとつは、「ヨーロッパ会社法(Saam) (以下ではSEという)」に関する規則(Verordnung) (EG) Nr. 2157/2001で、他のひとつは、「労働者参加に関するヨーロッパ会社法の補充」のための指令(Richtlinie) 2001/86/EGである。SEは、Societas Europaeaあるいはヨーロッパ株式会社と呼ばれている。両者は、二〇〇一年一月一〇日付けEUの官報(Amtsblatt) L 294, 1-21および22-

に所収されている。規則は、二〇〇四年一〇月八日に発効する(SE規則七〇条)。指令は、遅くとも二〇〇四年一〇月八日に本指令に従うか、または遅くともこの時点に労使双方が必要な規定を協定によって導入する(SE指令一四条)ことを保証するために、必要な法律規定および行政規定を公布することを加盟国に義務づける。

この二つの法律をもって、独自の、新しいヨーロッパの法形式、つまりヨーロッパ株式会社が共同体では経済に対し提供されるのである。このヨーロッパ株式会社についてここで説明するにあたり、特別に報告すべきこととして実は非常に多くのこ

とがある。「ニース（フランス）の奇蹟」とは、S Eの問題が突破口を見出したときの会議の場所に因んでこのように呼ばれるが、このことについてすら非常に多くの問題がある。しかし、以下では、二つの問題に絞って説明することにした。まず最初に、規則と指令の内容について簡単に概観し、S Eの株式法の概要を述べることに重点をおく。つぎに、指令がもたらした複雑な共同決定規制についてごく簡単に触れることにする。これについては、テーゼ10で私の批判的見解を明らかにしておきたい。

第一章 ヨーロッパ株式会社法と共同決定指令

1. 設立

S Eの設立は、第二章第一節から第五節（設立）において規定され、第二条によれば、以下のような、四つの方式、または別の方法で数えれば、五つの方式で設立することができる。

- a. ある加盟国の法律によって設立され、その住所と本社を共同体に有する株式会社は、S Eを合併によって設立することができる（S E規則二条一項）。もちろん、前提要件は、少なくともこれらの株式会社のうち二個の会社がそれぞれ異なる加盟国の法律に服していることである。詳細に

ついては、第一七条から三二条に規定がある。

- b. 株式会社と有限会社は、（設立、住所および本社については合併と同じ要件で）S Eの子会社を設立することができる（S E規則二条二項）。詳細については、第三二条から三四条が規定する。

- c. 株式会社と法人は、（設立、住所および多国籍については合併と同じ要件で）S Eの子会社を設立することができる（S E規則二条三項）。詳細については、第三五条から三六条が規定する。

- d. 株式会社は、（設立、住所については同じ要件で）ヨーロッパ株式会社に組織変更することができる。しかし、これは、少なくとも二年間、他の加盟国の法律に服する子会社を有している限りにおいて認められる（二条四項）。詳細については、第三七条が定める。

- e. 以上の四つの場合の設立可能性のほかに、S E法は、第五番目の設立可能性を定める権利を任意に個々の加盟国に与えている。この可能性は、非加盟国の企業にとつては特に興味を抱かれよう。加盟国は、第二条五項によれば、本社が共同体にない会社は、S Eがある加盟国の法律によって設立され、その住所を当該加盟国に有し、ある加盟国の

経済に事実上および継続的に関係をもつ場合には、S Eの設立に参加できる旨を定めることができる。この緩和は、発起会社とその本社を共同体内に置く必要がないというだけにすぎず、大幅なものではない。

2. 適用法

S Eに適用可能な法律については、S E規則第九条が規定する。それによれば、「ヨーロッパ株式会社」という名前から想い起できかつ関連づけられるように、ヨーロッパ株式会社はもっぱらヨーロッパの株式法に服するのではない。むしろ、適用可能な法律には複雑な適用の順位がある。

a. まず、S E法は当然に適用される。第九条一項 a の規定がこのことを定める。

b. そのつぎに、個々のS Eの定款が適用される。しかし、これは、S E規則が明文の規定をもって認めている場合に限られる（第九条一項 b）。

c. そのほかに、個々の加盟国の国の法律が適用される。これは三段階に分けられる（第九条一項 c）。つまり、まず、ヨーロッパ株式会社に関する特別な国の法律である。つぎに、国の株式会社に関する一般的な国の規定であり、最後

に、なお適用の余地が残っている場合に、個々の定款法である。

3. 共同決定

S Eにおける共同決定は、特別な指令において定められている。これは、最初に定義規定を定める（S E指令二条）。第二章は、実質的に協議手続きを内容とする本来の共同決定の規定を定める。しかし、それは、交渉が挫折した場合に関する補充的规定と連結している（S E指令三条から六条および七条）。さらに、第三章は、特に、黙秘、秘密遵守、代表機関の就業態様および労働者の通知ならびに労働者代表の保護に関する若干の規定を定める。規制の中心的な考えは、広範な企業家的共同決定を放棄しなくなかったドイツとそのような労働者の参加を設けたくない他の加盟国との間の妥協である。この共同決定の問題こそが、周知のように、S Eが陽の目を見ることができず、三〇年を超える歳月を要した理由である。

4. ヨーロッパ株式会社の構造と

特に一元的システムと二元的システム

S E法は、定款で経営管理（Verwaltung）について二元的度

と一元的制度のいずれかを企業が選択できることを認める（S E規則三八条）。したがって、ドイツの方式に従い指揮機関（取締役）と監視機関（監査役）の構築か（S E規則三九条から四二項）、またはイギリスのモデルによる統一的な経営管理機関（ボード）を形成することができる（S E規則四三条から四五項）。さらに、規則は、両制度に関する一連の共通の規定を定める（S E規則四六条から五一項）。

5. ヨーロッパ株式会社に関する株式法上のその他の規制

S E法は、その他には、おそらく加盟国の株式法で知られている多数のことを定める。列挙しなければならぬのは、たとえば、最低資本の要件である（二〇万ユーロ、S E規則四条）。S Eは、商号に「S E」という文言を付加しなければならない（S E規則二一条）。第三章第四節は、総会に関する規定を設ける（五二条から六〇条）。第四章は、年度決算と連結決算に関する規定を定め（六一条から六二条）、第五章は、解散、清算、支払不能および支払停止に関する若干の規定を定める。

6. ヨーロッパ株式会社と域内市場における支店開設の自由

S Eの住所は、共同体の中になければならず、しかもS Eの

本社が存在する加盟国になければならない。さらに、各加盟国は、S Eがその住所と本社を同一の場所に有しなければならぬ旨を自己の高権の下で登録したS Eについて定めることができる（S E規則七条）。S Eの住所は、一定の要件の下で移転することができる（S E規則八条）。そのことは、もちろん、既存の株式会社のS Eへの組織変更の場合には妥当しない（S E規則三七条三項）。S Eへの従来の組織変更の仕方による住所の移転を認めない理由は、かかる仕方によって国の保護規定を回避できるからである。

7. 中小企業に対するヨーロッパ株式会社の意義

中小企業に対してなら特別の規定は設けられていない。いずれにしても、理由書第一三の前文は、「中小企業が最低資本金の定めによってS Eの設立を困難にされることなく、S Eが十分な財産的基礎を有することに関し保証するような最低資本金を確定すべきである」と述べる。S E規則四条によれば、最低資本額は一二万ユーロである。

8. 税法

S E法の前文は、理由書第二〇において、たとえば、税法、

競争法、知的財産の保護および破産法のような異なる法律分野は、本規則によって適用されない旨規定する。この制限は、組織法上の問題だけについて規律し、別の問題、とくに公法や税法の適用は妨げないとする株式法における国の配分に相応する。

第二章 ヨーロッパ株式会社に関するテーゼ

1 設立

テーゼ 1

利用条件は、四つので点あまりにも狭いと考える。まず、法は、S Eの利用を四種類の設立の種類に制限する。すなわち、①合併によるS E設立、②持株会社S Eの設立、③子会社S Eの設立、④既存株式会社のS Eへの組織変更である。それに対して、加盟国の国の株式法は、発起人に契約の自由を正当に認めている。株式法の一般的な規定を遵守すれば、誰でも株式会社を設立することができる（設立準拠主義）。実務において、企業は、四つの設立事例にそれぞれ関心を有していると思われる。恐らく、合併によるS Eの設立が、最も頻繁に利用される。その次に、持株会社S Eの設立が利用されるよう。

第一の制限は、少なくとも発起会社の二つの会社は、異なる

加盟国の法律に服しなければならぬ、という要件である。S Eが国の株式法を競い合わせうる競争がそれによって減殺されることにならう。

第三の制限は、第三国、つまりEUに加盟していない国から進出した企業に関係する。先述した加盟国の選択を認める規定（S E規則二条五項）を別にすれば、これらの企業は、S Eを利用することを妨げられている。そのような制限は容易に回避することができるが、このような障害は正当化することができない。

最後に、S Eの定款の自由は、法が明文規定を設けている場合にだけ許されるに過ぎない。この制限は、（定款の作成に関する）ドイツ株式法二三条五項の規定に相応しているが、他の多くの国の対応規定よりも狭いものであり、発起会社と株主の形成の自由を大幅に制限する。立法者が特別な保護が必要であると考える事例については、この保護は、株式法か、資本市場法もしくは別の法律分野で関る保護を規定すれば十分であると考える。

2 適用法

テーゼ 2

SE に適用できる法律規定の序列は複雑である。このことは、株式会社に関するこの新しい法形式の魅力を増す。しかし、SE は、企業法務に従事する者や弁護士に対し全く新しい、興味ある、かつ利益をもたらす分野を開く。

SE 法の実務上の難点は、本当に包括的なヨーロッパ株式法を定めているのではなく、実質的には加盟諸国の株式法上の諸規定に頼っている点である。SE 法は、(第一七条および指令で規定されている附表を別とすれば) 七〇か条の規定を有するに過ぎない。それに対して、一九七五年のSE 法案は、全体で二八四か条の規定を有しており、もし附表も入れるなら、四〇〇条以上の規定を定めていた。たしかに、一九七五年の草案の規定のうち若干の規定は、例えば年度決算書に関する規定のように、別のところで規定されている。SE コンツェルン法に関する特別規定のような、それ以外の他の規定は、消えてなくなってしまったのである。

法源の適用順序は、SE 規則九条により明らかになる。それによれば、加盟国の法律規定は、ヨーロッパで規定されていないすべての問題において適用される。そのことは、ヨーロッパ

の株式法と国の株式法との間で複雑に交錯していることを意味するだけでなく、実際にも、明確な解釈と限界付けが相当困難であることを意味する。おそらく、外国の株式法の指示と厄介な交錯状態に結びついた法的不安定さは、中小会社がこの新しい法形式を選択することをしりごみさせることになりうるであろう。

3 共同決定の規制

テーゼ 3

三〇年もの間、労働者の代表に対して腹立たしい想いをもって争ってきたというこれまでの経緯に照らせば、指令に定められている共同決定問題に関する妥協は、一つの重要な突破口である。

共同決定の妥協で好ましいことは、SE の長年にわたる障害が遂に取り除かれたことにある。株式会社にとっては、新たなヨーロッパの法形式であり、企業がEU において協力し、国境を越えた経済活動をかなり容易にさせる。ただし、果たして本当にそうなるのかどうかは、今後の成り行きをみなければならぬ(これについてはテーゼ7から9)。

テーゼ 4

共同決定問題についてなされた妥協は、ドイツにおいては大きな成果として讃えられる。しかし、克明に観察すれば、妥協を強いられたドイツおよび労働組合にとっては、ピユロスの勝利、つまり、あまりにも大きすぎる犠牲を払って得た勝利といえる。時が経つにつれてそのことは明白になるのであり、また、それは法制度間競争に関する一例である。

EUにおける共同決定は、まったく色々に規制されている。共同決定は、社会的な利点を有していることは確かである。しかし、この有利さが経済的短所を埋め合わせるかどうかという点については一致がなく、論争されている。それは、実際的には、まだ未解決の経験上の問題である。いづれにしても、実際には、ドイツ以外の別の国、特にアメリカや英国から進出してきた企業は、ドイツの共同決定に尻込みしている。しかし、例えば、フランスの企業もそうである。ドイツの共同決定は設立地として利点を有しているという労働組合やこの親派の学者の主張は、私の見解によれば、完全に現実離れしている。問題は、場合によっては、国家が共同決定の社会的有利さのために高価な犠牲を払うことを準備しているかどうか、というようにまとめることができよう。ドイツの企業は、他の企業、つまり共同

決定に服さない非ドイツ企業との競争の中でこれらの代償を支払わなければならないことを懸念している。別の言い方をすれば、例えば、SEの設立の際に、スペイン企業とドイツ企業のどちらかを選ぼうとするイギリスの企業が、共同決定を除けば同じような条件 (*celentis paribus*) にもかかわらず、スペイン企業に決定することを恐れているのである。

4 ヨーロッパ株式会社の設立、特に二層制と一層制

テーゼ 5

SEの設立を欲する企業が将来一層制と二層制のどちらかを選択できる限りにおいて、SE法において認められている選択権は、歓迎すべき進歩である。

SEを設立する企業は、イギリス型（一層制）によるボードか、またはドイツ型の取締役と監査役会（二層制）のいずれかを選択できる。それは、従来若干の加盟国では可能であった選択である。つまり、フランスでは以前から行われており、イタリアでは最近採り入れられた選択制度である。

EUと加盟国は、この選択が将来一般にすべての（国の）株式会社認められることにならないかどうか考慮する契機とすべきである。実際に、オーストリアは、そのような一般的選択

を同国のすべての株式会社のために導入する準備を整えている。それに対して、二層制と一層制との間にすでに今日ではかなりの類似が存在するという異論が唱えられている。なるほど、そのこと自体は正当であるが、しかし、それは問題の本質をついていない。ポール・デービス (Paul Davis) が私の還暦祝賀シンポジウムにおいて述べたように (ZGR 2001, 288 所収)、一定の相似にも拘わらず両者の間にはかなりの差違が存在し続けている。さらに、学者においても実務家の中にも、いかなる企業についていかなる制度が良いのか明確な見解の相違がある。そのことから、この選択を企業自身に認めると結論づけることができるにすぎない。それだけが本当に市場に沿う解決である。

5 ユーロッパ株式会社に対するそれ以外の株式法上の規制

テーゼ 6

テーゼ5で述べたオプシオンを別にすれば、SE法は、会社法における多数の別の問題においてはかなり伝統的 (古典的) な会社形式である。

SEに関する妥協は、時間的には、アメリカのエンロン事件やアメリカやその他の国々における企業不祥事の発生以前に行

われたものであることは明らかである。SE法は、特にコーポレート・ガバナンスに関する規制をなんら有していない。SEについては、これに関する規制作業は、EUおよび加盟国でこれからようやく取りかかることになる。

通常の株式会社の (したがってSEの外部で) ユーロッパの株式法に対する考慮は、その間にさらに非常に進展した。会社法専門家ハイレベルグループ (High Level Group of Company Law Experts) は、二〇〇二年一月二日に欧州委員会のために「ヨーロッパにおける現代の会社法の枠組み」に関する包括的な報告書を作成した。本報告書で行っている提案は、ほぼほとんどについて、欧州委員会が二〇〇三年五月二日に公表した「EUにおける会社法の現代化およびコーポレート・ガバナンスの改善し進めるべき計画」という行動計画書を引き継いでいる。行動計画書においてコーポレート・ガバナンスに関する委員会が目指した措置と他の株式法改正は、SE法において定められたものより遙かに上回っている。

6 ユーロッパ株式会社と域内市場における支店開設の自由

テーゼ 7

SEの新法形式は、ヨーロッパ域内市場の中で支店開設の自

由を大幅に認めることが明白である。それは、一定の制限の下で、国際的合併を実現し、かつ域内市場の内部においてS Eの国境を越えた住所の移転を許す。

ここに、S E法が提供する最大のチャンスとS Eの主要な意義が存在する。欧州裁判所は、この間に、もつと基礎的な裁判において、つまりユーバーゼーリング (Überseering) およびインスパイアー・アート (Inspire Art) においてセントロス (Centros) 事件判決を引き継いだ。これらの判例は、ドイツの事務所所在地説 (Sitztheorie) について非常に重要な限界付けを設けた。事務所所在地説は、その妥当性をもはやE Uの内部で喪失し、第三国に対してのみ適用できるに過ぎないと考える者は何人もいる。その根拠は、事務所所在地説は、会社資本に關する国の特別な要求、債権者保護および共同決定を介してE C条約の支店開設の自由に対してマイナスの影響を与えるというところにある。欧州裁判所のこれらの判例は、ある加盟国で設立された企業が別の加盟国に参入することを無制限に認める。S Eは、選択のための重要な理由付けをそれによって喪失する。

7 中小企業に対するヨーロッパ株式会社の意味

テーゼ 8

S Eは、第一義的に重要な、国際的な会社のために構想されている法的手段である。しかし、最低資本額が比較的低額であることからすれば、S E法は中小の企業からも関心が払われる。

既に触れたように、S E法は、最低資本金額をあまり高額に設定しない限りにおいて、中小企業に対する配慮を払っています。もちろん、今日では、経済学および法律学においてもますます、最低資本金のもともとの意味に疑念が抱かれています。委員会も、行動計画書において、できるならば二者択一制度を承認することを示唆している。

そのこととは別に、基本的には国の株式法を指示しているS Eは、中小企業に対しあまりにも過大な要求をしているかもしれない。中小企業の場合には、S Eは、有限会社の法形式と競争することはできない。この理由から、中小企業のために特別なヨーロッパの法形式、いわゆるヨーロッパ私会社 (Europäische Privatrechtsgesellschaft) を創設することが考慮されている。

この法形式も欧州委員会の行動計画書において言及されているが、優先順位ではコーポレート・ガバナンスの措置が優先し

ている。

8 税法

テーゼ 9

税法は、SEの最も大きな弱点である。その限りにおいて将来の発展が望まれる。しかし、短期的には、それについて多くのことは期待できない。

税法は、企業にとっては多数ある設立地(Standortfaktoren)を選択する際の最も重要な要因である。逆に、加盟国にとっても、企業の進出の取りやめと国からの撤退によつてではなく、ヨーロッパの税法の調整および課税徴収権に関わるその他の展開によつて実質的に税金が徴収できなくなることは、非常に重要であることは自明である。この理由から、ほとんどの加盟国は、株式会社の自由な退去を認めるのではなく、企業が撤退の際に解散して、秘密準備金を取り崩し、実現利益について納税しなければならぬ、と定める。SE法は、SEの課税についてはまったく何も定めていない。実務からは、すでにこの理由だけからでもSEの将来に大きな期待をもつことができないう声があがっている。

10 全体的評価

テーゼ 10

全体的には、SEは、株式会社にとっては従来の国の法形式に対する興味のある一つの選択肢である。さらに、SEは、ヨーロッパ会社法にとつて、さらに域内市場にとつて、ひいてはEUにとつて一つの重要な象徴を意味する。

すべての新しい法形式は、企業に対して補充的な選択可能性を提供する。したがって、原則として歓迎することができる。個々の多数の点においてヨーロッパの立法者をもつと勇氣をもつこと、そして企業はもつと多くの自由を望んでいるとしても、そのことは、SEのように、補充的なヨーロッパの法形式についてびつたり当てはまる。

しかし、そのことは別に、ヨーロッパ人の長年の念願がSEによつてかなえられたことは重要である。そのことは、具体的な法形式を超えて、重要な象徴的意味をもつ。SE法は、欧州委員会の行動計画とともに、会社法の領域で非常に意義のある新しい始まりである。行動計画に従い金融市場部門で行われてきたように、短期的、中期的、そして長期的にも、企業のためにヨーロッパ域内市場へ方向に向かった進展と同様の展開を想定することができる。

(追記)

本講演は、同志社大学特別客員教授として二〇〇三年一月五日に同志社大学（京都）で行われた。本稿では講演の形式を維持している。ヨーロッパ株式会社に関しては夥しい数の文献がある。二〇〇一年一月八日の法律は、二〇〇三年五月九日にボンで開催されたシンポジウムのテーマであった。そこでの私の報告は、包括的な文献を引用した論文として「企業法および会社法雑誌」(Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht (ZGR) 2003, 591-813 (Hefte 5 und 6/2003)) に公表した¹⁵²。

(訳者注)

同志社大学法学部は、二〇〇二年度秋学期にハンブルグのマックス・プランク外国法・国際私法研究所所長であるホプト教授 (Prof. Dr. Dr. Dr. h. c. mult. Klaus J. Hopt, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Hamburg / Deutschland) を特別招聘客員教授として招聘した。本稿は、ホプト教授が二〇〇三年一月五日に大学院生を対象に行った講演（原題 Die Europäische Aktiengesellschaft — Chancen und Schwierigkeiten）を基に同志社法学への掲載を依頼したものである。教授の「好意に感謝申し上げます」。